

学びと発達の保障を

教組米沢

第14号

2020年 5月26日 発行

米沢市教職員組合

米沢市門東町2-3-27
米沢教育と文化の会館
TEL (0238) 23-1542
FAX (0238) 23-1560
https://yonezawa-tu.jp/
Mail : ytuandztu@lemon.plala.or.jp

—— コロナ終息後の「学校づくり」をみんなで

心のケアを最優先に

三か月近く及んだ一斉休校でしたが、ようやく学校が再開できることになりました。しかし、子どもも親も、そして私たち教職員も大きなストレスをため込んできました。みんなの知恵と力を合わせて、新たな「学校づくり」を考えていきたいものです。

三か月もの間、学校に来れなかった子どもたち。いま、どのような思いでいるのでしょうか。家じつとしていてることを強いられた子どもたちの心に寄り添い、ようやく再開した学校生活へのあふれる期待に 대응することが私たちに求められています。ここに私たち教職員の専門性があります。

学校の意味が問われている

現実的な問題として、授業時数をどう確保するのか、長期の休みはどうするのか、修学旅行などの行事をどうするのか、深刻な課題が目前にあります。

単に夏休みを削って授業時数を確保するだけでいいのか、教育課程をこなすことが最優先でいいのか。子どもたちの学校生

活への期待がストレスに変わってしまわないよう、私たちは問われています。

それは、「学校とは何をやるどころか」という根本的な問題をも突きつけるものです。これまで当たり前になしてきた授業や行事、その一つひとつの意味が問われているともいえます。子どもたちは学校生活の中で、教科学習だけではなく人間関係や社会性、物事を見る科学性、生活の中での道徳性など、様々な「生きる知恵」を学びます。



教育課程についての文科省通知（要旨）

（「学びの保障」の方向性等について

2020年5月15日）

- 電話やメールを活用し、家庭学習の歩みを止めないようにする
- 新学習指導要領の趣旨に則り教育課程を編成する
 - 1 授業の1コマを短くしてコマ数増加
 - 2 長期休業の短縮
 - 3 土曜日の活用
 - 4 小6、中3の優先登校

これらを行っても年度内に終わることが困難な場合は

- 1 内容を次年度に移す
- 2 ICTの活用で授業以外の場で個人学習

詰め込みでいいのか

学校は、子どもたちの全面的な発達を保障する場です。授業時数確保のために、単純に行事や休みを削減すればいいというわけにはいかないことは、私たちのこれまでの実践を振り返ってみても明らかです。

文科省は、年度内に指導要領の内容を全部終わらせることを前提に、様々な通知を发出しています。県教委も工夫をすれば教育課程を終わらせることは可能との判断です。

でも本当にそれでいいのでしょうか。そもそも新たな学習指導要領は、小学校では今年度から完全実施です。内容も授業時数も膨大に増え、とてもこなせな

い、どの声が上がっていた中でのコロナ休校です。本当に必要なことは、このような状況に対応した内容の大幅な精選であるはずですが、これは各学校や市・県レベルでできることではなく、文科省の現実的な対応が必要です。

全教ではこのような視点で、文科省への申し入れと交渉を予定しています。

教職員の力を合わせて

「コロナ終息後の新たな「学校づくり」について、みんなで知恵を出し合ひましょう。

子ども、保護者、地域の願いにに応えるにはどうするか、わかる授業、楽しい行事、そして学校がこれまで大切にしてきたこ

類想類句

前からわかってはいましたが、このコロナ自粛の中で、この国の政府は本当に国民を助けないのだということに改めて痛感させられました。

雇用調整助成金は、八十種類もの書類の提出を求め、二十万件以上の相談があったのに四月中の支給決定はわずか二八〇件でした。

バイトがでぎず困窮する大學生への緊急給付金二十万円は、自宅外で生活する住民税非課税世帯の学生だけで、全學生の一割にも満たず、留學生はなんと「成績優秀者」だけに限定することのこと。

休校の間、どの学校でも子どもたちのために、精一杯の努力が続けられました。でも国からは、夏休みを減らしてでも授業を終わらせる、と鬼のような通知の連発。

もうこの政権は、……もういいでしょう
(書記長)

とを続けるためのアイデアを、みんなで考えましょう。
市教組・山教組では、市内・県内の学校からの要求をまとめ、市教委・県教委に申し入れを行います。組合にもぜひ要求を伝えてください。

市教組の運動方針（コロナ関連）

市教組執行委員会は、コロナ終息後の運動方針として、次の8点を提案しています。ぜひご意見をお寄せください。

- ① 傷ついた子どもの心のケアと学びの保障
- ② 教育課程の大胆な精選と教職員の増員

- ③ 時数確保優先の詰め込み教育阻止
- ④ 学校生活を豊かにする行事などの保障
- ⑤ 高校入試での出題範囲の限定
- ⑥ 全国・県学力テストの廃止
- ⑦ 拙速な「9月入学」導入反対
- ⑧ 研修・提出物・出張などを削減し、コロナ後の新たな学校づくりをすすめる

連載「働き方の総点検」

② 代休・振替休・勤務の振替

ほとんどの先生が、勤務時間などほとんど意識できないまま働く毎日ですが、それが当たり前になってしまうと、通院が必要なとき、家族が病気するとき、家庭内での介護などが必要になったときなど、本当に困ってしまいます。

勤務時間を超えて勤務したときや、休日出勤などの振替については、まだまだ不十分ながら制度として確立したものもあります。

1 勤務の振替（泊を伴う行事の場合）

修学旅行や宿泊学習、学年キャンプなど、泊を伴う行事の場合、勤務時間を超えることが通常です。この場合超過した勤務を振り替える制度があります。

【例・1泊2日の修学旅行の場合】

- 1日目 8:30 集合、出発
16:00 宿舎到着、夕食、班活動
22:00 就寝
⇒ 勤務時間終了の17:00～22:00の5時間が超過勤務
- 2日目 6:00 起床
16:30 帰着、解散
⇒ 6:00～16:30の勤務のうち、休憩時間を除いた2時間が超過勤務

- 2日間で計7時間の超過勤務があり、行事の週を含む4週間の間で振替休を取得できます。
- 振替をいつ取るかは、行事の前に管理職が日時を指定し、書面で本人に交付しなければなりません。（実際は教頭と本人が振り替える日を相談して決めます）

2 振替休日

勤務を要しない日（週休日である土日）と別の日をあらかじめ交換した場合の休日が振替休日です。

- ★ 「国民の祝日」は勤務を要しない日ではなく、勤務が割り振られ給与の対象になる日ですが、勤務を免除されている、という考え方です。
しかし、国の公的見解は、「勤務を要しない日ではないが、祝日も勤務が免除されるのが労働慣行である」（1948. 9. 15. 労働基準局長）ということです。一部管理職が「祝日には代休はない」と言っているのは誤りです。

3 代休（代替休・代日休暇）

「代休」とは、休日に勤務をさせた場合の代わりに休日で、休日勤務には「割増賃金」を支給しなければなりません。民間労働者はもちろん、公務員にも割増賃金が支給されますが、教員には「教職調整額」が支給されているため、時間外勤務は無制限となり、割増賃金は支給されません。

学校行事や大会引率などで休日の勤務があった場合は、必ず代休が取れるかどうか、しっかりと確認する必要があります。（ただし、代休を取ると特殊業務手当は出ません）

- ★ ちなみに「教職調整額」は1972年から導入されましたが、「給与の4%」というのは、当時の平均の時間外勤務（1週間で約1時間40分）をもとにしています。それから50年近く、今もそのままです！！
- ★ 今後「変形労働時間制」が導入された場合、1年間で勤務時間をならすため、教職調整額を廃止することも検討されています！！！！

4 PTA関係の扱い

PTAの役員会や広報部会などの会議、PTA主催の学年業行事など、PTA関係の多くの仕事は時間外です。

PTA関係の時間外・休日勤務は、校務分掌として仕事が割り当てられているにもかかわらず、米沢市教委はいまだに「勤務」と認めていません。勤務でないのなら、ではいったい何なのでしょう。

なお山教組の交渉で県教委は、「教育計画に位置付けられたPTA関連の行事は公務であり、代替休を保障する」と明確に回答しています。